

橋梁点検技術者資格認定制度実施要綱

(目的)

第1条 本制度は、地方自治体が発注する道路橋の点検業務及び診断業務を実施できる技術者を育成し、橋梁点検技術者として認定するため、独立行政法人国立高等専門学校機構が創設する資格制度である。橋梁点検技術者は、道路橋定期点検要領（平成26年6月国土交通省道路局）に基づき実施する点検業務及び診断業務（但し、診断業務は地方自治体が管理する一般的な橋梁形式の道路橋に限る）を確実に履行するために必要な知識及び技能を有する技術者に対して付与する資格である。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) i M e c（アイメック）とは、舞鶴工業高等専門学校社会基盤メンテナンス教育センターをいう。
- (2) 機構とは、独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。
- (3) 合格基準とは、橋梁点検技術者認定試験合格基準をいう。

(認定要件)

第3条 機構は、次の各号のいずれにも該当する者を、橋梁点検技術者として認定し、登録することができる。

- (1) 准橋梁点検技術者として認定を受けていること
- (2) e + i M e c 講習会【応用編（橋梁点検）】の修了証を授与されていること
- (3) 橋梁点検技術者認定試験合格基準を満たしていること
- (4) 橋梁の整備・維持管理に関する業務実績が1年以上あること

(e + i M e c 講習会【応用編（橋梁点検）】)

第4条 e + i M e c 講習会【応用編（橋梁点検）】は、i M e c において、次の各号の定めるところにより実施する。

- (1) 対象者は、次のイ)、ロ)、ハ) の全てに該当している者とする。
 - イ) 次の①②③のいずれかに該当すること。
 - ① 建設業、建設コンサルタント業務等を実施する民間企業に所属する技術者
 - ② 行政機関に所属する建設系技術職員
 - ③ ①②以外で、橋梁に関する基礎的な知識を修得していると認められる者
 - ロ) 准橋梁点検技術者として認定を受けていること。
 - ハ) 橋梁の整備・維持管理に関する業務実績が1年以上あること
- (2) 構成は、eラーニングと講習会とする。
- (3) eラーニングは、指定のシステムにより講習会に先立ち実施し、指定のeラーニングコースの全講座を受講してチェックテストを全問正解した者に修了証を発行する。
- (4) 講習会は、i M e c において3日間で実施し、eラーニングの修了証を発行された者が受講することができる。

- (5) 講習会の最終日に、学修到達度確認試験（橋梁点検技術者認定試験の一部を兼ねる）を実施する。
- (6) 講習会の全課程を修了した者に、修了証を授与する。
- (7) 受講者選定は、申込み先着順とする。

（橋梁点検技術者更新等講習会）

第5条 橋梁点検技術者更新等講習会は、i M e cにおいて、次の各号の定めるところにより実施する。

- (1) 対象者は、次の①②③のいずれかに該当し、かつ、准橋梁点検技術者として登録を受けている者とする。
 - ① 橋梁点検技術者の登録有効期間最終年度の者
 - ② 橋梁点検技術者の登録が失効し再登録をする者
 - ③ 新たに橋梁点検技術者への登録申請を提出する者で、橋梁点検技術者認定試験の合格を通知された日から4年が経過している者
- (2) 講習会の開催開始年度は、平成32年度とする。
- (3) 構成は、eラーニングと講習会とする。
- (4) eラーニングは、指定のシステムにより講習会に先立ち実施し、指定のeラーニングコースの全講座を受講してチェックテストを全問正解した者に修了証を発行する。
- (5) 講習会は、i M e cにおいて0.5日間で実施し、eラーニングの修了証を発行された者が受講することができる。
- (6) 講習会の全課程を修了した者に、修了証を授与する。
- (7) 受講者選定は、申込み先着順とする。

（登録）

第6条 橋梁点検技術者の登録は、次の各号の定めるところにより実施する。

- (1) 第3条の認定要件を満たす者は、橋梁点検技術者の登録を申請することができる。
- (2) 登録申請の受付は、i M e cに設置する技術資格運営事務局（以下、「事務局」という）が行う。
- (3) 橋梁点検技術者の登録を希望する者は、所定の様式により登録申請書及び業務経歴証明書を作成し、事務局に提出しなければならない。
- (4) 橋梁点検技術者認定試験の合格を通知された日から4年が経過した者が、新たに登録申請を行う場合は、橋梁点検技術者更新等講習会修了証を添付する必要がある。
- (5) 機構は、登録申請の内容が第3条の認定要件を満たしていると確認された場合に、橋梁点検技術者登録名簿に登録事項を記載し、登録証を発行する。
- (6) 登録事項は、登録番号、氏名、生年月日、勤務先の名称・所在地、連絡先、その他別に定める事項とする。
- (7) 橋梁点検技術者の登録を受けた者は、登録事項に変更が生じた場合、速やかに事務局に届けなければならない。
- (8) 橋梁点検技術者登録名簿は、所定の手続きを経て閲覧できるものとする。

（登録有効期間）

第7条 登録有効期間は、登録された年度の翌年度4月1日から4年間とし、4年ごとに登録を更新することができる。

(更新)

第8条 登録の更新は、次の各号に定めるところにより実施する。

- (1) 登録有効期間の最終年度に、橋梁点検技術者更新等講習会を受講し修了証を授与された者は、登録の更新を申請することができる。
- (2) 更新の申請の受付は、i M e cに設置する事務局が行う。
- (3) 機構は、更新の申請を受けて橋梁点検技術者登録名簿を更新し、登録証を発行する。

(失効及び再登録)

第9条 登録は、登録有効期間の満了と同時に失効する。登録が失効した者は、次の各号に定める再登録を行うまでは橋梁点検技術者として業務を実施することはできない。

- (1) 橋梁点検技術者更新等講習会を受講し修了証を授与された者は、再登録を申請することができる。
- (2) 再登録の申請の受付は、i M e cに設置する事務局が行う。
- (3) 機構は、再登録の申請を受けて橋梁点検技術者登録名簿に再登録し、登録証を発行する。
- (4) 再登録の登録有効期間は、第7条による。

(罰則規定)

第10条 橋梁点検技術者が、その業務の履行内容その他に、著しく品位を傷つける行為等があった場合は、社会基盤メンテナンス技術レベル検討委員会に諮り、資格を取り消すことができる。